

令和7年5月釜石市農業委員会総会 議事録

- 1 開催日時 令和7年5月23日（金） 午前10時から午前11時
- 2 開催場所 釜石市役所 第4庁舎3階 第7会議室
- 3 出席委員 農業委員
1番 佐々木 耕太郎、2番 佐々木 智勇、5番 小笠原 房子、
6番 宮田 キナエ、7番 佐々木 かよ、8番 柏木 幹彦、9番 鈴木 賢一、
10番 小笠原 成幸
農地利用最適化推進委員
久保 公正、藤原 英彦、藤原 吉秀、小澤 修
- 4 欠席委員 農業委員 3番 二本松 誠、4番 鹿沼 久悦
農地利用最適化推進委員 川崎 公夫
- 5 事務局職員 事務局長 小笠原 達也、係長 阿部 直之、事務局員 澤本 志野
- 6 提出案件 (報 告)
主要業務経過報告について
(議 案)
議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について
議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

議 長
(佐々木
耕太郎会長)

本日の出席委員は8名で定足数に達しており、会議は成立いたします。農地利用最適化推進委員の出席は4名であります。ただ今から、令和7年5月農業委員会総会を開催いたします。

議 長

日程第1 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。令和7年5月農業委員会総会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認め、よって会期は本日1日間と決定いたしました。

議 長

日程第2 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には会議規則第44条の規定により、議長において、6番 宮田キナエ委員、7番 佐々木かよ委員を指名いたします。

議 長

日程第3 議長の報告を行います。事務局より今期総会の議案として、お手元に配布しているとおり、議案第11号から第12号まで2件の送付がございましたので、報告いたします。

議 長

日程第4 事務局の報告を行います。主要業務経過報告について、事務局の説明を求めます。

事務局長

主要業務経過について、資料に基づき報告。

議 長

今までの報告について、質問等はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

日程第5 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。なお、議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議は、議案第11号に関連があることから、併せて事務局の説明を求めます。

事務局長

初めに議案第11号について、説明します。本件土地の地目は畑。譲受人が自己住宅建築のために隣接地を購入することとなっておりますが、本件土地に植生している梅の栽培を行う意向であることから、農地法3条に係る申請を行うものです。今回提出された申請書類から、計画的に梅の栽培に取り組む姿勢が見て取れ、耕作する意欲は十分に認められます。本総会の可否決定を求めます。

次に議案第 12 号について、説明します。譲受人は、現在居住しているアパートが手狭になってきたことから、自己住宅建築の適地をさがしていたところ、本件土地の有効活用を検討していた譲渡人と売買に係る合意を得たものです。申請地は、都市計画区域内にあり、都市計画法上の用途地域で第一種住居地域に位置することから、原則的に転用許可が可能である第 3 種農地と区分されます。本総会の意見を求めます。

議 長 現地確認をした委員の意見ををお願いします。

宮田委員 問題ありません。

柏木委員 問題ありません。

藤原委員 問題ありません。

佐々木会長 問題ありません。

議 長 これより質疑を許します。質問等ございませんか。

小澤委員 3 条と 5 条の許可申請が同日に行われているが、問題ないでしょうか。また、分筆登記の前に申請されているようですが、問題ないでしょうか。

事務局長 2 つの申請が、同日にまた分筆前に行われていることについて、問題はありませ
ん。県の担当部署とも申請書の記載方法も含め、協議、調整しながら事務手続を行
いました。なお、申請者から既に分筆が完了した旨の連絡を受けています。

議 長 質疑を終わります。本件を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。
以上で、議事日程の全てを終了いたします。

以上、本会議の顛末を記し、事実と相違ないことを証するため、ここに署名捺印
する。

令和7年5月23日

釜石市農業委員会会長

議

長

議事録署名委員

(6番)

議事録署名委員

(7番)
